

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

企業版ふるさと納税を活用した地方創生推進事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

栃木県下野市

3 地域再生計画の区域

栃木県下野市の全域

4 地域再生計画の目標

下野市の人口は、平成 22（2010）年まで増加していますが、平成 27（2015）年には 59,431 人と減少に転じており、平成 22（2010）年を基準とした国立社会保障・人口問題研究所の推計値（平成 27（2015）年推計人口：59,045 人）を若干上回って推移しています。

しかしながら、近年の自然動態は、これまでと同様、死亡数の増加、出生数の減少による自然減が続いており、今後も人口減少の大きな要因となると予想されます。合計特殊出生率は、平成 24（2012）年までの 5 年間で 1.41 となっており、平成 15（2003）年から平成 19（2007）年までの 1.33 から上昇傾向にありますが、栃木県平均よりも下回っており、合計特殊出生率の向上に向けた継続的な取組が求められます。

年齢 3 区分別の人口推移をみても、生産年齢人口と年少人口の割合は減少しており、今後も減少することが見込まれます。また、平成 27（2015）年には老年人口が 13,329 人（22.4%）となっており、今後も高齢化が進行するとともに、高齢者数は令和 22（2040）年まで増加傾向が続くことが予想されます。

人口減少や少子高齢化が進行すると、様々な影響が懸念されます。

人口減少により、現在、小売店舗数や小売従業者数が減少しており、市街地・商店街での空き店舗が増加しており、買物に不便で活気がなくなるなどの問題が発生しています。今後、人口減少により、生産年齢人口が減少し、想定以上の市

民税等の減収が予想されるなど、様々な影響が懸念されます。

そして、少子高齢化の進行により、今後、後期高齢者の増大が予測され、医療費負担が増加し、国民健康保険財源の逼迫と1人当たりの国民健康保険料の上昇や市民負担及び行政負担の増加が見込まれます。

また、合計特殊出生率が回復せず、このままの状況で推移した場合、人口減少が進むと同時に年少人口・生産年齢人口の割合が低下し、老年人口の割合が増加する超高齢社会に更に進んでいくことが予想されています。

これらの課題に対応するため、次の事項を基本目標に掲げ、人口減少及び少子高齢化の対策に取り組んでまいります。

- ・基本目標① 魅力的で安定した雇用を創出する
- ・基本目標② 東京圏からの新しいひとの流れをつくる
- ・基本目標③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ・基本目標④ 安心なくらしを守り幸せを実感できるまちをつくる

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	生産年齢人口の割合	62.7%	60.8%	基本目標①
	市内事業所における従業者数	24,295人	24,485人	
イ	転入者数	2,339人	2,572人	基本目標②
	東京圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）からの転入者数	468人	514人	
	観光入込客数	231万人	271万人	
ウ	下野市で今後も子育てをしていきたいと思う保護者の割合	96.3%	97.0%	基本目標③

	出生数(厚生労働省人口動態統計)	403件	453件	
	婚姻件数(厚生労働省人口動態統計)	235件	260件	
エ	幸せだと感じている市民の割合	77.0%	80.0%	基本目標④
	住みやすいと感じる市民の割合	86.7%	90.0%	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例(内閣府)：【A2007】

① 事業の名称

企業版ふるさと納税を活用した地方創生推進事業

ア 魅力的で安定した雇用を創出する事業

イ 東京圏からの新しいひとの流れをつくる事業

ウ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業

エ 安心なくらしを守り幸せを実感できるまちをつくる事業

② 事業の内容

ア 魅力的で安定した雇用を創出する事業

近年の動向や成果と課題から、これまでの取組を継続することで、地域経済の活性化や市民の実感につなげていく必要があります。さらには、就業者数の増加を市内の定住につなげていくことも必要です。

商工業の活性化を推進するため、商工業の基盤強化・活性化、新たな産業の誘致・育成、雇用・就業機会の拡充等、商工業による躍進するまちづくり等、市民・事業者・商工会等が互いに連携を強化するとともに、

新たな産業団地の整備など、効果が高く定住につながる取組を重点的に進めるほか、地元労働者をはじめとする雇用の安定と拡大を促進するため、企業交流会・講習会により、各産業分野との連携による地域ブランドの創出を図るとともに、高校・大学等の人材育成などの新たな視点も含めて地域内での雇用促進を図ります。

農業に関しては、都市近郊型農業の推進、農業経営の改善、農業生産基盤の整備等、地域の特性を活かした農業・農村づくり等、引き続き、農業経営安定のため露地野菜や施設園芸作物、畜産などの生産振興とブランド化や地域資源を活用した6次産業化を推進するとともに、地域の担い手となる認定農業者、新規就農者への支援、さらに農地中間管理機構を活用し農地の集積・集約による収益性の高い経営体の育成を図ります。

商業、工業、農業の振興に係るこれらの取組を通して、雇用の維持を図るとともに、新たな雇用の創出から若年世代の定住につなげます。

さらには、長期的な将来を見据え、Society5.0の実現に向けた未来技術の活用により、農業経営の安定化や医療・福祉分野の高度化等に配慮することも考えられます。

【具体的な事業】

- ・ 共通商品券発行事業、医療・福祉系産業の誘致・育成、就業活動の支援
- ・ 地域ブランド支援事業、担い手支援事業、農業基盤整備促進事業 等

イ 東京圏からの新しいひとの流れをつくる事業

近年の動向や成果と課題から、本市の特性を活かし、JR3駅を中心とした持続可能な都市づくりに取り組むとともに、転入者の増加につなげるために、観光・交流から「関係人口」の増加に向けた取組を強化します。

土地利用の推進、住環境の整備、移住希望者への積極的な情報発信と移住相談の充実等、移住定住を促す取組を推進するほか、魅力あふれる観光まちづくり、シティプロモーション、関係人口の創出・拡大等、地方への新しい人の流れをつくる事業を推進します。

特に、観光施設の整備を活かし、1つの観光施設だけではなく、市内の観光資源や地域資源の連携を強化し、引き続き、観光とまちづくりが融合した「観光まちづくり」を展開します。来訪者へ提供する観光情報を市民へも提供し、市民が地域の魅力に気づき、誇りや生きがいにつながる地域づくりを推進します。

また、これらの取組が定住につながるように、本市の魅力を市内外に積極的に発信するシティプロモーションを強化するとともに、東京圏を対象とした移住相談等の取組を推進します。

【具体的な事業】

- ・都市計画マスタープランの推進、定住希望者住宅取得支援事業、公園施設長寿命化計画の推進、移住・定住促進事業
- ・観光プロモーション推進事業、しもつけ・未来・プロモーション事業 等

ウ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業

子育て支援に関するこれまでの取組を継続的に実施し、出生率の向上と自然減の抑制を図ります。

具体的には、子どもを健やかに産み育てる環境整備を推進するため、引き続き、妊娠・出産への支援、子どもや母親の健康の確保、育児不安の軽減と虐待防止への支援等、心身ともに子どもを健やかに産み育てる環境を整備するほか、教育・保育及び子育て支援事業の充実、子育てに関する情報・相談・交流の充実、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援等に取り組めます。

特に、本市の特性である充実した医療環境を活かし、子育てに関する経済的支援を推進するため、国の制度に基づく手当の適切な支給及び医療費助成制度の充実を図り、下野市で子育てをしていきたいと思う保護者が増える取組を推進します。

多様化する働き方、暮らし方のニーズにも対応するため、教育・保育及び子育て支援事業の充実、子育てに関する情報・相談・交流の充実、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援、社会的擁護を必要とする家庭への支援など、関係機関と連携しながらハード・ソフト両面を推

進することで、誰もが活躍できる地域社会の構築に向けた取組を推進します。

【具体的な事業】

- ・妊婦健康診査（母子健康手帳及び妊婦健康診査受診券の交付）事業、乳幼児健診事業、こんにちは赤ちゃん全戸訪問事業、思春期教育の充実、学校・家庭・地域・行政の連携及び協働の推進
- ・休日保育事業、子育てに関する情報発信事業、男女共同参画推進条例の推進、要保護児童やDV被害家庭への支援
- ・コミュニケーションスキルアップ講座 等

エ 安心な暮らしを守り幸せを実感できるまちをつくる事業

高齢者が元気で暮らせる体制づくり、誰もが安心して暮らせるまちづくり等、誰もがいきいき暮らせる健康づくり・福祉づくりを推進するほか、市民総スポーツ“ひとり1スポーツ”の環境づくり、芸術文化と文化遺産による豊かな生活環境づくり等、生涯にわたって学習できる環境づくり、安全・安心・快適な環境づくり、協働のまちづくりを推進します。

高齢者が元気で暮らせる体制づくりや障がい者（児）とともに生きる環境づくりについては、これまでの事業を継続的に取り組むとともに、市民の健康づくりや生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動への支援により、市民の生きがいづくりや担い手づくりに展開し、さらに定住促進を図ります。

安全・安心な生活環境づくりに関しては、災害時において市民の生命及び財産を守るとともに、被害の低減を図り、最悪のリスクを回避する災害に強いまちづくりを推進します。また、市民の自然災害に対する意識も高まっていることから、自主防災組織の取組を継続的に支援します。より快適に暮らせる環境づくりに向けては、市民満足度が低い「公共交通の整備の取組」に対して、地域公共交通網形成計画を策定し、デマンドバス交通の充実や広域的な公共交通の整備・拡大を図ります。

また、これらの地域における多様な課題の解決に向けて、市民ボランティアや様々な関係機関との連携を図り、下野市自治基本条例に基づく

まちづくりを推進します。

さらに、健全な行財政運営の仕組づくりにおいて、Society5.0の実現に向けてビッグデータやICTの活用等を考慮しながら、効果的・効率的な行財政運営を進めます。

【具体的な事業】

- ・健康増進事業の推進、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の推進、障がい者（児）の地域生活支援の充実、民生委員児童委員活動、保護司会・更生保護女性会活動への支援強化
- ・安全・安心な学校づくりの推進、生涯学習推進計画の推進、ライフステージに応じたスポーツ教室等の充実、文化芸術団体（文化協会等）活動の支援
- ・消防広域体制の充実（石橋地区消防組合）、デマンドバス交通の充実、自治会及びコミュニティ推進協議会活動の支援、財政改革の推進 等

※ なお、詳細は第二期下野市まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

20,000千円（2020年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

総合戦略の進行管理を行い、設定した基本目標の数値目標及び具体的な施策に係るKPIの達成度を検証するため、庁内組織として下野市地方創生推進本部設置要綱に基づき「下野市地方創生推進本部」を設置します。また、総合戦略の進捗状況について意見・提言等及び総合戦略で掲げる施策の数値目標等についての効果・成果についての客観的な検証に基づく意見・提言等を受けるため、下野市総合計画審議会条例に基づき「下野市総合計画審議会」を設置します。

庁内組織、外部組織により毎年度6月頃に「評価・検証」を行うことにより、必要に応じて総合戦略を見直します。検証後速やかに下野市公式WEBサイト上で公表します。

また、総合戦略については、議会と執行機関が車の両輪となって推進することが重要であることから、総合戦略の効果検証の段階において、議会への報告を行います。下野市自治基本条例に基づく市民、議会、行政の協働によるまちづくりを推進するものとします。

⑥ 事業実施期間

2020年4月1日から2025年3月31日まで

5-3 その他の事業

該当なし

6 計画期間

2020年4月1日から2025年3月31日まで